

仕 様 書

本業務は、盛岡市上下水道局本庁舎及び車庫棟に設置しているエアコン、全熱交換器について正常に稼働するよう保守点検を行うものであり、本仕様書に定めるところに従い実施するものとする。

記

- 1 業務の名称 上下水道局本庁舎エアコン等保守点検業務委託
 - 2 履行場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎及び車庫棟
 - 3 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで
 - 4 保守点検を行う設備機器 別紙「機器一覧表」のとおり
 - 5 保守点検の回数 2回
 - (1) 前期 契約締結日の翌日から～7月中旬
 - (2) 後期 10月
- ※詳細な日程については、別途協議して決定するものとする。
- 6 業務の実施項目は、概ね次のとおりとする。

(1) エアコン

- ア 冷凍サイクル点検
- イ 異常音、加熱度の確認
- ウ 各部腐食等点検
- エ エアフィルター清掃
- オ 電装関係点検
- カ その他準備作業

(2) 全熱交換器

- ア 異常音、振動の確認
- イ 各部腐食等点検
- ウ エアフィルター清掃
- エ 電装関係点検
- オ ファンベルトの傷、張りの点検調整
- カ グリスアップ又は注油

(3) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に規定される定期点検等

保守点検を行う設備機器のうち、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）」に規定される定期点検が必要となる機器については、同法に

基づく定期点検の実施及び結果報告（冷房シーズンイン保守点検時1回のみ実施）

7 点検結果の報告について

作業完了後、6で示した各実施項目が明確となるような報告書を提出するもの。

8 第三者委任について

本業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ発注者に協議の上、必要な手続きを行うこと。

9 委託料の支払方法

委託料の支払は年2回とし、それぞれの保守点検業務完了後、所定の手続きに従って支払うものとする。

10 その他

(1) 受注者は、業務が完了した都度、発注者に対し業務完了届及び点検報告書、作業写真帳を提出するものとする。

(2) 保守点検等で発生した廃油その他廃棄物は関係法令に基づき受注者が処理を行うものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議するものとする。